

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年大磯町
条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	日額 10,800 円	同上
投票所の投票管理者	日額 12,800 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
開票管理者	日額 10,800 円	同上
投票所の投票立会人	日額 10,900 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
開票立会人	日額 8,900 円	同上
選挙立会人	日額 8,900 円	同上

」

を

「

選挙長	日額 12,200 円	同上
投票所の投票管理者	日額 14,500 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
開票管理者	日額 12,200 円	同上

投票所の投票立会人	日額 12,400 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
開票立会人	日額 10,100 円	同上
選挙立会人	日額 10,100 円	同上

」

に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年6月3日提出

大磯町長 池 田 東一郎